平成２２年（フ）第１１３４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目16番７号
債務者　柴田千津子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１６１号
兵庫県芦屋市陽光町６番４―608号
債務者　森本　宣代（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３２号
兵庫県豊岡市日高町石井51番地
債務者　下垣美知子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
愛媛県宇和島市保手５丁目８番４号
債務者　村中　惠介
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第６７８号
大分市大津町１丁目11番12―1401号ハズパレス舞鶴
債務者　小川耕一郎
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５５号
大分県速見郡日出町大字大神9535番地63
債務者　佐藤　正代（旧姓鳥羽）
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
大分県速見郡日出町大字大神3472番地２
債務者　洞　かず子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
沖縄県国頭郡東村字川田899番地
債務者　古堅　宗政
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月12日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第５０３号
福井県越前市国高２丁目６番地　市営住宅11号
債務者　松島　雪江
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５５６号
名古屋市昭和区西畑町７番地の16　シャルム西畑303号
債務者　百瀬　政雄
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６０４号
名古屋市天白区植田３丁目807番地　富佳ビル４－Ｂ号
債務者　平野　裕子（旧姓内田・稲葉）
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７０号
広島県三原市幸崎能地３丁目15番12号
債務者　有馬　文江
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
広島県三原市本郷南１丁目７番３号
債務者　廣川　満男
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
愛媛県宇和島市津島町岩松769番地２
債務者　岡森　妙子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１４５号
福岡県飯塚市相田259番地38　横田アパート１号
債務者　江崎　　恵
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１３４６号
北九州市小倉南区上吉田３丁目７番40―501号
債務者　安部　葉子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８４９号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目17番20号ひまわりアパート202号
債務者　中平　和昭
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係